

第 7 回 呉 市 ・ 倉 橋 町 合 併 協 議 会 次 第

日時：平成 1 6 年 2 月 1 8 日(水) 9 時 3 0 分
場所：呉市総合体育館 ミーティングルーム

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也

倉橋町長 石橋 杉 嘉

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第 1 8 号 新市建設計画

行政制度等に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第 3 3 号 独自事業の取扱いについて

(1) 生活バスの運行

(2) (財)倉橋まちづくり公社に対する事業委託等

(3) 財産区の設置

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

倉橋町議会議長 里 武

7 閉 会

第7回呉市・倉橋町合併協議会出席者

(呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也
委員 呉市助役 川崎 初太郎
委員 呉市助役 赤松 俊彦
委員 呉市議会議長 中田 清和
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(倉橋町)

副会長 倉橋町長 石橋 杉嘉
委員 倉橋町助役 中田 正志
委員 倉橋町議会議長 里 武
委員 倉橋町議会副議長 宮西 正司
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会委員長 上瀬 雅晴
委員 倉橋町議会市町村合併問題特別委員会副委員長 吉本 圭介
委員 倉橋町区長会会長 原 明
委員 倉橋町区長会副会長 黒野 國良
委員 倉橋町監査委員 宮浦 宣政

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

第7回呉市・倉橋町合併協議会協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議

[継続協議項目]

協議第18号 新市建設計画

呉市・倉橋町合併建設計画 (まちづくりビジョン)

呉市・倉橋町合併協議会

目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・倉橋町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と倉橋町との結び付き	5
3 倉橋町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 倉橋町の役割	12
5 倉橋町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	15
1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成	16
2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成	18
3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成	20
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	22
5 効率的・効果的な行財政運営	23
公共施設の統合整備	24
財政計画	25

計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と倉橋町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、倉橋町新長期総合計画及びその関連計画である呉地方拠点都市地域基本計画、江能倉橋島地域半島振興計画、音戸町・倉橋町地域整備調査報告書等の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標、さらに、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び倉橋町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、倉橋町においては、海洋、歴史・文化など、瀬戸内の魅力を生かした観光・交流機能の整備始め、定住環境の整備などを促進していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、倉橋町の既存施設の活用を図りながら、健康づくりや福祉・住環境の整備、短期滞在型の観光機能の充実など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・倉橋町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画とします。

呉市・倉橋町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

呉市は広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14'に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km²，その内約54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業団地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々の眺望や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また，市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

倉橋町

倉橋町は，広島県の西南部に浮かぶ倉橋島の南部に位置し，北は音戸町と接し，南は瀬戸内海を隔てて山口県及び愛媛県の島々に面しており，鹿島，横島など，大小11の島から構成されています。また，呉市の中心部との距離は約20kmで，一般国道487号及び主要地方道音戸倉橋線によって結ばれています。

町域面積は54.44km²で，その大半が山林など自然的土地利用となっています。標高406mの火山を中心として東西に伸びる山系の南側と北側の海岸線に沿って集落や耕地が点在し，急傾斜が多く，平坦地の少ない起伏に富んだ複雑な地形となっています。

産業面の特性としては，製造業の占める就業者の割合が最も大きくなっていますが，運輸通信業は，全国及び広島県平均の約2.5倍の構成比を示し，産業構造の大きな特徴となっています。さらに，農水産品販売を中心とした産業振興として，「お宝トマト（ハウス桃太郎）」などのブランド化，イノシシの加工施設など，特産品の開発に向けた農水産業の6次産業化が進んでいます。

また，火山から眼下に広がる桂浜周辺には，日本の渚・百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜海水浴場や万葉の松原など万葉の里として親しまれてきた自然的資源を始めとして，「長門の造船歴史館」，「歴史民俗資料館」などがあり，万葉の時代からその名をとどめた古い歴史と瀬戸内の風光明媚な多島美を生かした野外レクリエーション，歴史・文化交流ゾーンとしての観光機能を有しています。また，「桂浜ふれあいセンター」に整備された「温泉館」や隣接する温水プール「ウィングくらはし」など数多くの施設により，海水浴シーズンのみならず，一年を通じて多くの入込客が訪れ，賑わいを創出しています。

このように，倉橋町では，これらの自然・歴史・文化的資源を大切にした魅力あるまちづくりが進められています。

位置図



(2) 歴史

呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・莊山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和 3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天心町・昭和村・郷原村の3町村を編入
平成 6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年
平成15 (2003) 年	下蒲刈町を編入

倉橋町

明治22 (1889) 年	町村制の施行により、倉橋島村となる。
昭和27 (1952) 年	倉橋島村に町制を施行し、倉橋町と改称
昭和36 (1961) 年	音戸大橋開通
昭和50 (1975) 年	鹿島大橋開通
平成14 (2002) 年	町制施行50周年

(3) 人口（呉市分には、平成15年4月1日に合併した旧下蒲刈町分を含む。）

人口推移

（国勢調査）

（人）

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
倉橋町	10,774	10,132	-642	9,253	-879	8,363	-890	7,593	-770
合計	249,414	240,491	-8,923	229,512	-10,979	221,060	-8,452	212,975	-8,085

年齢階層別人口構成

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	増減数	15～64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
倉橋町	1,088	4,874	2,401	795	-293	4,215	-659	2,583	182
	13.0%	58.3%	28.7%	10.5%	-26.9%	55.5%	-13.5%	34.0%	7.6%
合計	30,772	148,531	41,748	28,489	-2,283	137,580	-10,951	46,901	5,153
	13.9%	67.2%	18.9%	13.4%	-7.4%	64.6%	-7.4%	22.0%	12.3%

就業構造

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
倉橋町	850	1,218	1,928	667	-183	1,037	-181	1,740	-188
	21.3%	30.5%	48.2%	19.4%	-21.5%	30.1%	-14.9%	50.5%	-9.8%
合計	2,545	35,039	69,857	1,731	-814	30,466	-4,573	67,036	-2,821
	2.4%	32.5%	64.8%	1.7%	-32.0%	30.5%	-13.1%	67.0%	-4.0%

2 呉市と倉橋町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

倉橋町は呉市の中心部と約20kmの距離にあり，呉市営バスが運行されている一般国道487号，主要地方道音戸倉橋線などによって結ばれ，以前から住民間の交流も活発です。

また，倉橋町から呉市への通勤・通学の割合は，それぞれ通勤人口の13.1%，通学人口の36.8%であるなど，両市町は一体的な生活圏を形成しています。

さらに，買い物など倉橋町民の日常生活においても，買回品（衣料品，耐久消費材等）の23.0%が呉市で購入されているほか，通院の18.7%が呉市の医療機関を利用しているなど，両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と倉橋町による広域行政

呉市と倉橋町は，呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成，地域間交流，教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため，呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け，昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消して一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」を平成7年8月に設立しています。

また，平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い，江能広域市町村圏との統合がなされ，新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートし，平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

(3) 国，県の管轄等

呉市と倉橋町は，衆議院議員選挙区を始め，県の地域事務所，教育事務所，さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

3 倉橋町のまちづくりの特色

倉橋町は，自然，歴史，文化的資源を最大限に活用し，健康で安心して暮らせる定住環境と魅力ある産業を創出することにより，人々が集い交流し，行政と住民が協働して誇りのもてるまちづくりを実現する観点から，都市像として「人々が生き活きと交流するまち ぐらはし」を掲げています。

こうしたまちづくりの基本方針に基づき，瀬戸内海国立公園に指定されている火山，桂浜，亀ヶ首，鹿老渡など，四季を問わず風光明媚な景観や，特に，万葉集にも詠われ，日本の渚・百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜の海水浴場などの資源を活かし，夏には多くの人で賑わっています。

平成10年には，「桂浜ふれあいセンター」が桂浜にオープンし，楽習館，図書館，温泉館，健康館などの複合施設として，町民・観光客の交流拠点となっており，また，周辺には，平成15年に温水プール「ウイングぐらはし」が建設され，今後も桂浜周辺の機能の充実が期待されています。

また，農産品販売を中心とした産業振興として，3F（フルーツ・フラワー・フィッシュ）の農水産業の6次産業化やブランド化を目指しており，最近ではイノシシ加工食品の開発に取り組んでいます。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は、ますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取組が求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります。

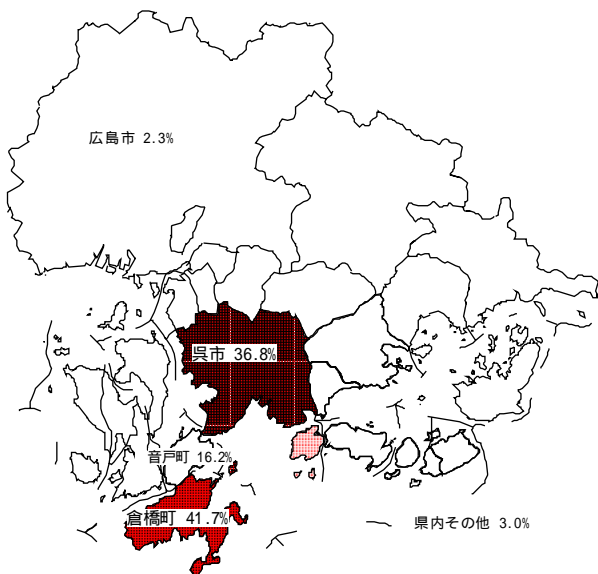
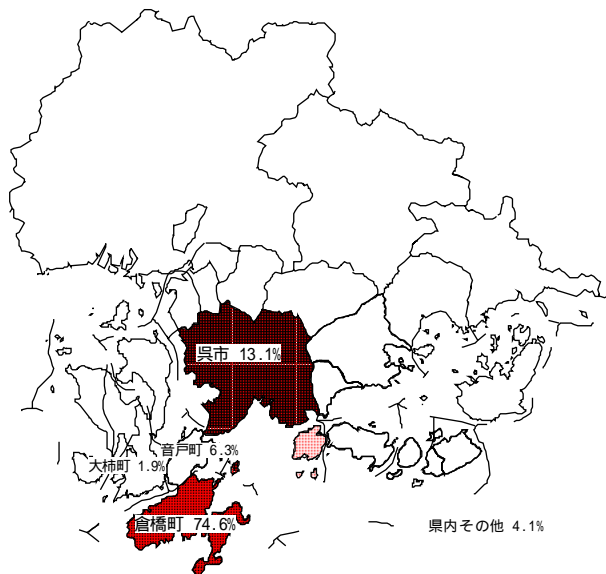
こうした中、呉市と倉橋町とは、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、住民の日常生活圏が一体化しており、既に一つの「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	2,571	74.6	呉市	450	13.1	音戸町	218	6.3	大柿町	66	1.9
通学	111	41.7	呉市	98	36.8	音戸町	43	16.2	広島市	6	2.3

図 通勤

図 通学



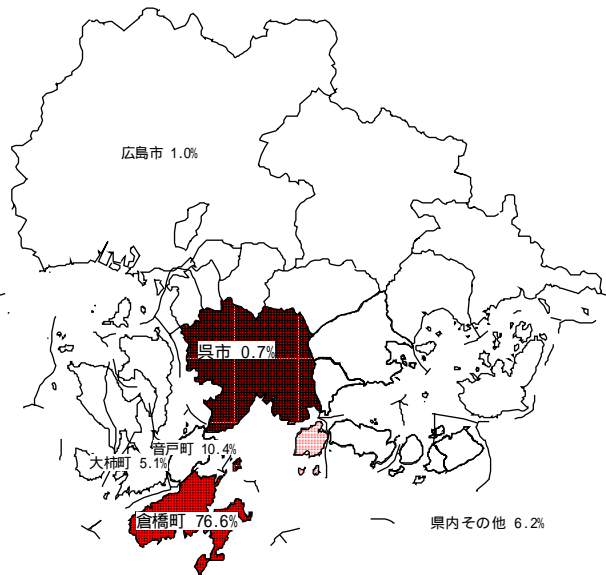
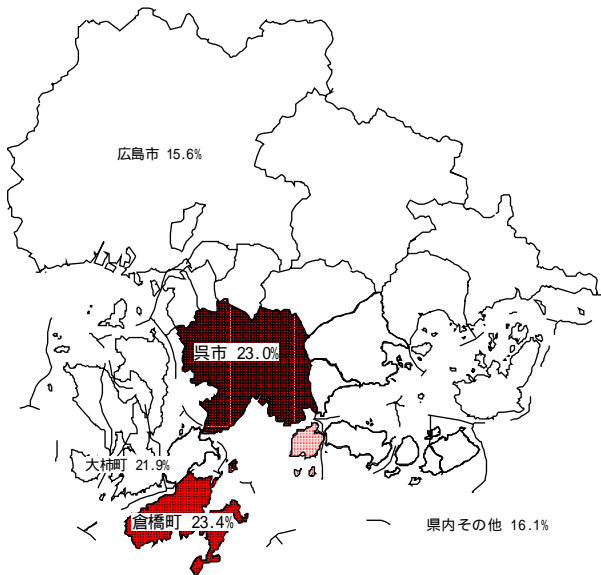
(表2 商 圏：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位	第 2 位	第 3 位
買回品	23.4	呉 市	23.0	大柿町
最寄品	76.6	音戸町	10.4	大柿町
				広島市
				15.6
				1.0

図 買回品

図 最寄品



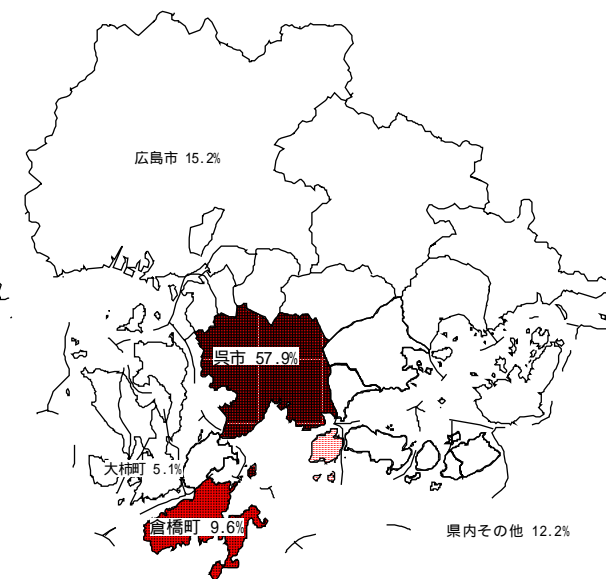
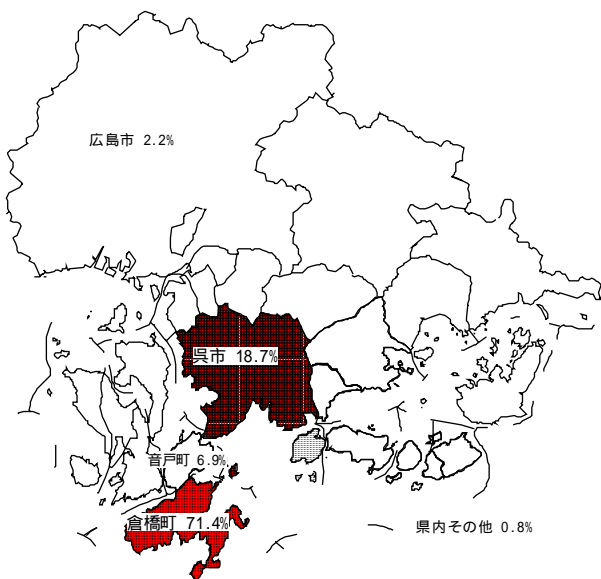
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位	第 2 位	第 3 位
通 院	71.4	呉 市	18.7	音戸町
入 院	9.6	呉 市	57.9	広島市
				15.2
				5.1

図 通院

図 入院



(2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」とも言われ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的・効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。例えば、呉市・音戸町間の警固屋音戸バイパスや主要地方道音戸倉橋線などの整備が進んでおり、これら都市交通機能の充実を一体的・効率的に図ることが可能となります。

また、合併後における倉橋町の役割や機能を明確にすることで、歴史・文化や風光明媚な景観など豊かな資源を活かした都市近郊型の交流観光エリアとして魅力あるまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図ることが可能になります。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや保育所等の施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、倉橋町では、各種のサービス（保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化などの分野）の一層の充実が期待できます。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

倉橋町で進められている上下水道、町内生活道路、防災関連事業などの生活環境整

備を合併建設計画に位置付け、また、合併に伴う行財政基盤の強化により重点的な投資が可能となり、各種都市インフラ整備の一層の整備促進を図ることができます。

(4) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり、災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが、倉橋町においても、消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

今後は、地元消防団組織と呉市の消防署や出張所との連携などにより、消防・防災体制や救急体制の強化・充実が促進されます。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

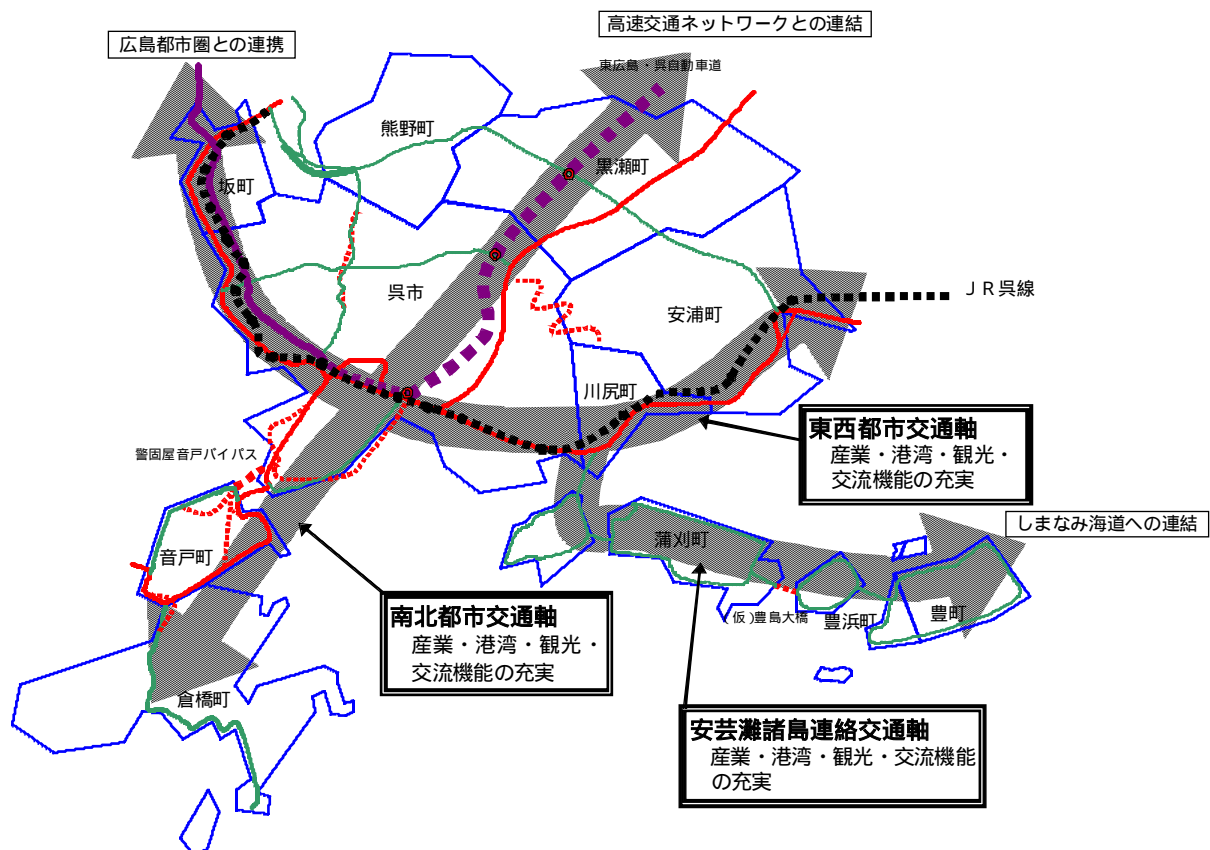
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実させ、さらに、国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，滞在機能など各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現させます。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



2 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれにもやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興、育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学など高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれ

の魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業，商業，農林水産業，観光産業等，各産業の連携・融合化を促進し，圏域内外からの交流人口の増加を図り，地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし，中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして，未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで，地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため，国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，さらには，滞在機能など，各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し，地域の自立的発展を促しながら，圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また，拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め，産業業務機能，情報通信機能，港湾機能の充実など高次都市機能を強化するとともに，多様な交流機能の充実に努め，「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより，時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し，事務事業や組織機構の見直しを始め，職員の定員管理や資質向上に努めます。

また，財政基盤強化のため，自主財源の確保に努めるとともに，限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会，保健・医療・福祉，文化，都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため，総合的な交通ネットワークの整備を始め，産業業務機能，港湾機能，情報通信機能の充実に努めるとともに，保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし，少子・高齢化対策を始め，教育，環境，福祉施策の充実などより一層，高次都市機能を強化し，新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

4 倉橋町の役割

倉橋町の社会的，歴史的，自然的条件等に配慮しながら，生活環境の確保と瀬戸内海の文化と歴史を生かした地域の発展を図ることを基本とし，新市の拠点性の向上及び定住機能の確保，地域活性化の促進のため，都市基盤の整備などを図り，都市近郊型の定住機能を担います。

また，海洋，歴史，文化など，瀬戸内の魅力を生かしながら，「桂浜ふれあいセンター」を中心として，健康づくりや教育機能の充実に努め，圏域内外との交流とくつろぎの空間を創出するほか，農水産資源等を活用した特産品の開発などに努め，瀬戸内歴史絵巻観光ゾーンの一翼を担うことが期待されます。

5 倉橋町各地区の特性と土地利用の方針

倉橋町には、行政機能や商業機能を有し、桂浜など自然環境や観光資源に恵まれた西部（本浦・尾曾郷・須川・西宇土・大向）地区、独自の伝統文化を継承し、基幹産業である農業・漁業が盛んな東部（尾立・室尾・大迫・海越・鹿老渡・鹿島）地区、海陸交通路の結節地域として海運産業や商業機能を有する北部（釣土田・長谷・重生・灘・宇和木）地区、さらには、起伏に富んだ海岸線や瀬戸内海国立公園に指定された火山周辺や島々の自然など、多様性に富んだ資源があります。

こうした各地区の特性を生かしながら、質の高い土地利用を総合的かつ計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

【西部地区】

広域交流拠点と行政機能のサブ拠点づくり

桂浜・火山周辺において、広域観光やスポーツ・レクリエーション機能をより充実し、歴史・文化的資源を活用した賑わいのある広域交流拠点づくりを目指します。

支所機能や「桂浜ふれあいセンター」を中心とした福祉・保健機能の充実を図り、倉橋島南部のサブ拠点として地域密着型サービスを目指します。

主要地方道音戸倉橋線などの幹線道路、生活道路や下水道などの整備を図り、居住機能や商業機能を充実します。

【東部地区】

農業・漁業の振興による地域産業拠点づくり

農業・漁業の基盤整備、産地ブランド化や6次産業化による地域産業の振興と観光資源としての農業・漁業を生かした交流人口の増加を目指します。

独自の伝統文化の保存・継承による地域の活性化を目指します。

生活道路や上下水道の整備、さらには、防災対策などを推進し、居住機能を充実します。

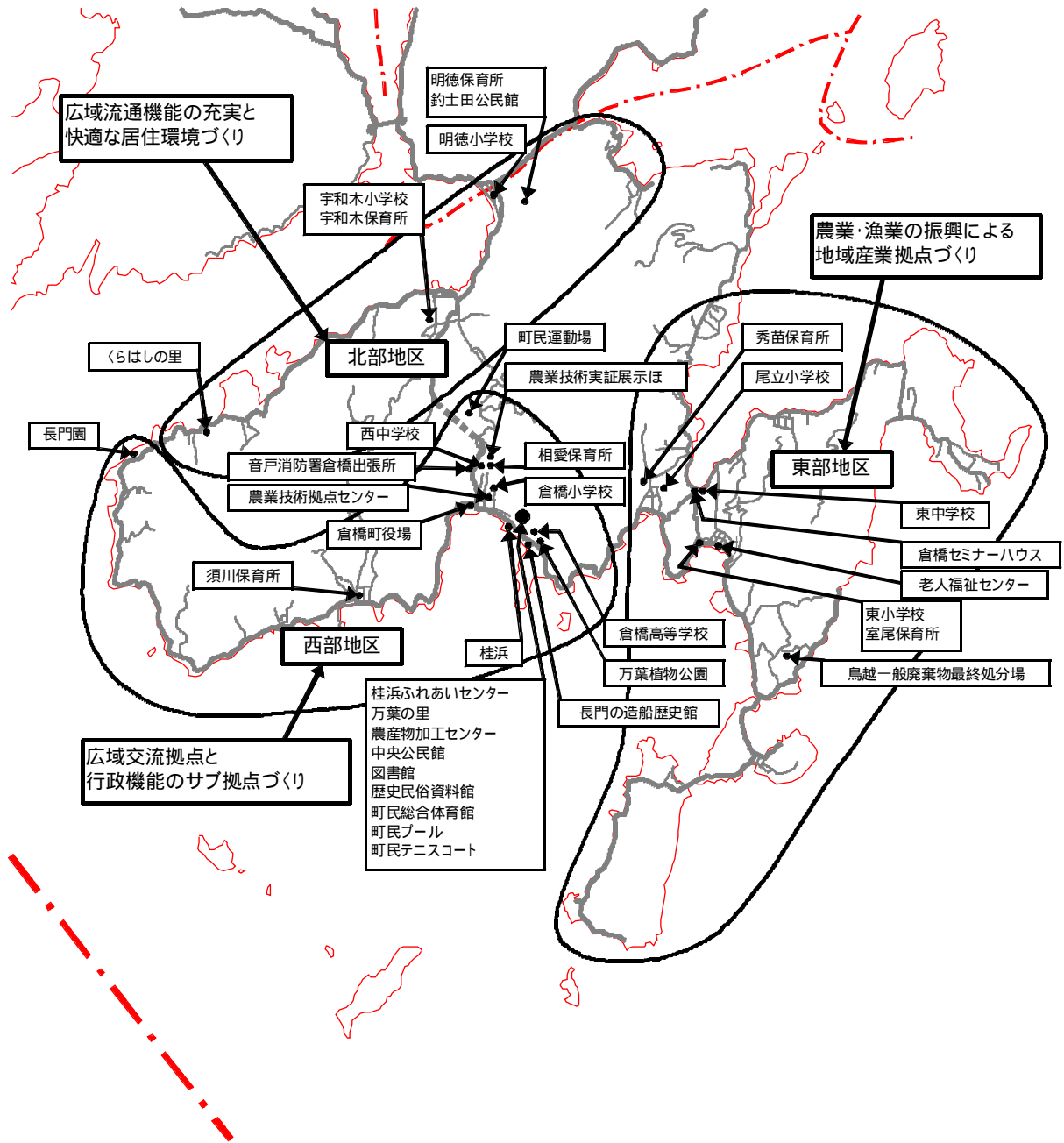
【北部地区】

広域流通機能の充実と快適な居住環境づくり

一般国道487号、釣土田港などの海陸交通路の結節地域として、流通機能の強化を目指します。

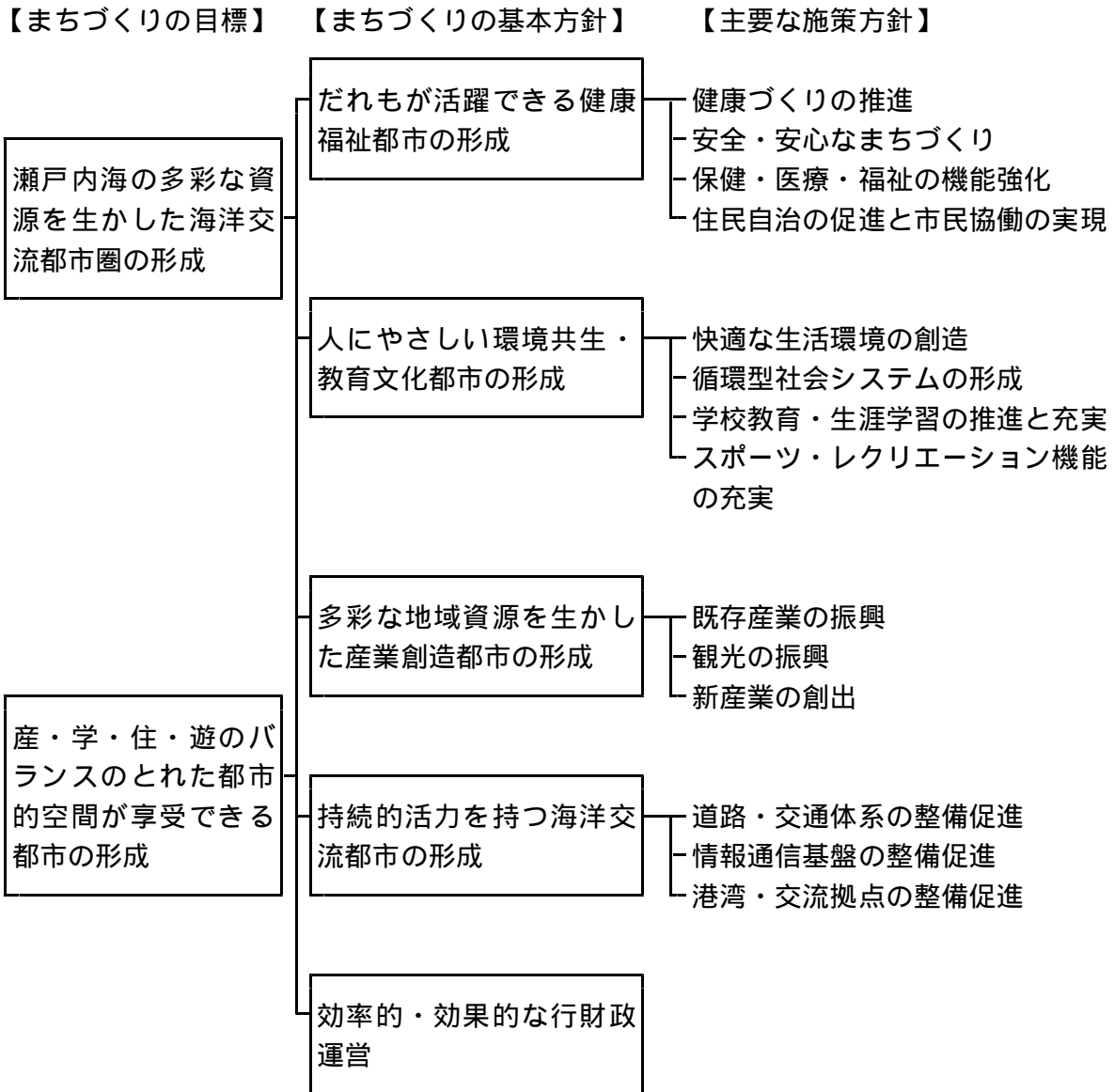
幹線道路、生活道路や防災対策などを推進し、都市機能としての計画的な下水道整備による良質な居住環境づくりを目指します。

倉橋町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



まちづくり計画

呉市と倉橋町との迅速な一体化を促進し、更なる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標及び基本方針に基づく主要な施策の方針を次のとおり定め、総合的かつ計画的な施策を展開します。



1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 健康づくりの推進

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり、人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。

そのため、呉市では、市民一人一人が生き生きと自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるため、「健康寿命」(自立して活動できる期間)の延伸を目指した「健康くれ21計画」を策定しています。

この計画実現のため、運動と笑顔による健康づくり事業、食と笑顔による健康づくり事業などを展開していきます。

また、倉橋町の桂浜周辺には、健康増進のための温浴施設「温泉館」を始めとして、可動床式温水プールや歩行プール、トレーニングルームを備えた「ウィングくらはし」などが整備されており、これらの機能を活用するとともに、火山遊歩道の整備を図るなど、健康づくりの拠点として位置付けていきます。

さらには、人生80年時代を介護の必要なく健康で安心して過ごし、だれもが健康で生き生きと社会活動に参加できるよう、保健センターを始めとした保健・医療・福祉機能の強化を図り、保健師など専門職員の適正な配置などにより、各種検診業務の充実、健康相談機能、予防体制の強化などの事業を総合的・体系的に実施します。

(2) 安全・安心なまちづくり

高齢者を始め、障害者、女性、子ども、外国人などすべての人が安全に、そして安心して生活できるまちを目指します。

そのため、公共施設や公益的施設の段差の解消、スロープ、点字ブロック、エレベーターの設置などユニバーサルデザインの考え方を基本にまちづくりを推進していきます。

また、自然環境を最大限保全しながら、安全・安心な生活環境を創出するため、尾立地区の急傾斜地崩壊対策事業を始め、通常砂防事業や河川改修、倉橋漁港周辺各地区の海岸保全施設整備事業、護岸整備、消波ブロックなどの高潮対策事業などを計画的に実施します。

さらに、倉橋町は、海岸線に沿って広範囲に集落が点在しているため、災害時にこれらの集落が孤立しないよう緊急避難道としての広域連絡道路網の整備を図るほか、各集落において、消防・防災面での初期活動に大きな役割を果たしている地元消防団の小型動力ポンプ付積載車の更新を計画的に行います。また、地域の防災性を高めるための広域避難所の確保を図るとともに、緊急の事態や災害の発生に対して速やかに対応できるよう、消防出張所など常備消防体制の強化を目指すほか、狭あい道路の改良や防災行政無線の一体的な整備、全市的な消防緊急通信指令システムの導入など、防災機能や住民への情報伝達機能の強化に努めます。加えて、倉橋町と呉市の防災センターの活用促進を図るなど、市民の防災意識の高揚にも努めます。

防犯面においては、倉橋町の所轄である音戸警察署との連携を強化し、地域防犯組織を活用した地域ぐるみでの防犯活動への支援など、町内の安全強化に努めます。

(3) 保健・医療・福祉の機能強化

少子高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉が連携し、迅速かつ一体的なサービスが提供できるよう体制の整備や機能強化が必要となっています。

そのため、福祉意識の高揚を図るとともに、新市としての福祉保健機能の充実を目指すため、「呉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「呉市障害者保健・福祉基本計画」に基づき、高齢者福祉、障害者福祉における施策の展開や介護保険事業の運営に努めます。

また、少子化社会において効率かつ効果的な施策を展開するため、保育所の適正配置により保育機能の強化を図り、既存保育所の再整備などを行なうほか、一時保育や延長保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育を実践することにより、豊かな心を育む保育や幼児教育の充実に努めます。加えて、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援への取り組みや地域のニーズに即した新たな施策を展開するほか、乳幼児医療費助成の充実、子育て支援ネットワークの拡充などへの取り組みにより、児童福祉の向上に努めます。

さらに、市民が等しく適切な保健・医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるよう、保健・医療サービスの提供体制を整備し、保健医療従事者の確保を図るとともに、全市的な保健・医療・福祉情報システムの確立に努めます。

(4) 住民自治の促進と市民協働の実現

新市が一体となって発展していくためには、地域コミュニティのより一層の育成を図り、市民相互の連帯意識を強化するとともに、市民が主体となった地域振興策が必要です。

そのため、市民の連帯の強化と地域振興のための事業の費用に充てるための基金を造成するとともに、住民の創意工夫を生かした自主的・主体的なコミュニティ活動の展開を支援するなど、市民協働のまちづくりを推進します。

倉橋町では、あすの島づくり実行委員会によるイベントや尾立、室尾地区などの伝統文化の保存・継承など、町民主体によるまちづくり創生の土壌があり、新市における広域的な人材育成や交流などを支援することにより、今後のより活発な活動が期待されます。

また、出前トークを始め、市長への手紙やメールなど広報・広聴機能の充実に努めるとともに、地区社会福祉協議会を結成し住民の意見を反映する体制を整えるなど、地域コミュニティの活性化と市民協働活動の支援に努め、市民と行政の協働による心触れ合う住民本位のまちづくりを目指します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
防災対策事業	急傾斜地崩壊対策（尾立地区）	県
海岸保全事業	農地海岸保全施設整備（消波ブロック設置：鹿島地区）	県
	漁港海岸保全施設整備（護岸整備：須川地区）	県
	釣土田港海岸保全整備（消波ブロック設置）	県
	大迫港海岸（高潮）整備（フレア式護岸設置）	市
消防施設整備事業	エリア拡大に伴う消防緊急通信指令システム整備	市
地域振興事業	地域振興のための基金造成	市

2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 快適な生活環境の創造

自然に親しみながらゆとりと潤いのある快適な生活を営むことができるよう、計画的な緑地整備や親水空間の創出など居住環境の整備に努めます。

倉橋町では、下水道の整備を順次行なっており、本浦地区に続き北部地区の整備を継続的に実施し、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川など公共用水域の水質保全に努めます。

また、災害時を含め、市民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、老朽施設の更新を始め、施設の近代化や高度化、耐震性の強化など給水体制や維持管理体制の整備・充実を図ります。

さらに、各地区を相互に連絡する幹線道路を計画的に整備し、地域間の交流を促進するほか、密集した集落内の狭あい道路の改良を行い、快適な住環境の創造に努めます。また、各地区において広場の整備や、癒しのゾーンとしての桂浜周辺の整備などを目指します。

加えて、新市においては、坪ノ内地区の市営住宅を整備するとともに、全市的な住宅マスタープランを策定することにより新たな施策の展開を図るなど、快適な生活環境の創造を図ります。

なお、倉橋町には、各集落に集会所などコミュニティ施設が数多く設置されていますが、同種の施設を統合して機能の充実を図ることにより、地域住民の交流を一層促進します。

(2) 循環型社会システムの形成

21世紀の社会では、環境と共生したまちづくりが求められています。

そのため、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「呉市環境基本計画」に基づき、循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ります。

その一つとして、ごみの減量化・資源化への対応については、資源物の集団回収を行うなど、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組みます。

さらに、太陽光発電の活用やコージェネレーションシステムの導入など、環境に優しいエネルギーの活用や雨水利用など水資源の循環的利用促進にも努めます。

(3) 学校教育・生涯学習の推進と充実

人間形成の基礎を培い豊かな心を育てるための学校教育環境や生涯学習機能の整備を推進します。

倉橋町では、人口の流出や少子化による児童生徒数の減少に対応するため、小・中学校の規模の適正化を図る必要があります。そのため、新市においても、計画的に小・中学校の統合を推進し、施設整備を図るほか、スクールバス等の運行による児童・生徒の通学時の安全確保を図るなど、学校教育環境の整備と機能の強化を目指します。

また、地域住民等の学校教育への参画など、開かれた学校づくりを推進し、社会教育との連携による地域の教育力の向上を図るとともに、校内LANの整備やインターネットへの接続など、IT教育の充実に努めます。

生涯学習については、「桂浜ふれあいセンター」に整備された生涯学習施設「楽習館」を始めとして、地域の文化財等の収蔵、展示や郷土の歴史文化の学習施設「歴史民俗資料館」や「長門の造船歴史館」などを最大限に活用し、さらに、国の重要文化財である桂浜神社本殿、県史跡の万葉集遺跡長門島松原・丸子山城跡、日本最古の洋式ドック、鹿老渡の街並み、木造船の建造技術などの文化的遺産の保護の推進や尾立、室尾地区などの伝統文化の保存・継承のほか、学校統合による廃校を活用し、農業・漁業体験などが行なえる社会教育施設として整備するなど滞在型体験学習の場を創出し、広域交流の促進に努めます。

さらに、豊かな自然を活用した総合学習の場を提供するとともに、図書館の情報化やサービスの高度化を図るためのネットワーク化など、生涯学習拠点としての利用促進や地域住民が利用しやすい運営に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション機能の充実

価値観が多様化した現代においては、余暇の過ごし方に対するニーズも多様化し、その対応が求められています。

倉橋町には、日本の渚・百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜海水浴場を始めとして、その周辺には「桂浜ふれあいセンター」、町民総合体育館、温水プール「ウィングくらはし」、テニスコートなどがあり、一体的なスポーツ・レクリエーション・ゾーンを形成しています。この機能をさらに強化するため、海水浴客等の便益施設の設置、松並保存や観賞池・遊歩道などの整備により景観形成を図り、地域住民や入込客の憩いの場を創出します。

また、本浦地区において地域水産物基盤整備を活用した新たな機能により、桂浜周辺地区と有機的に結びつけたイベントの創設を図るほか、火山遊歩道や自然公園の整備など、広域交流拠点としてのまちづくりを推進します。その他、「アクアスロンくらはし」などを継承するほか、既存の民宿、釣り船などの活用や積極的な広報支援などにより、町の特性を生かしたレクリエーション機能の育成を図っていきます。

さらに、新市において、スポーツ施設の計画的な配置、機能の充実に努めるなどスポーツ拠点の整備を促進し、多様化するスポーツの振興に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道整備（本浦地区、北部地区）	市
教育環境整備事業	（仮称）西浦小学校整備	市
	（仮称）東浦小学校整備	市
	統合中学校整備	市
市営住宅整備事業	坪ノ内アパート建設	市

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 既存産業の振興

倉橋町では、お宝トマト（ハウス桃太郎）やいしじみかんなど農水産物による特産品の育成に力を入れており、また、伝統的には倉橋石の加工技術や海運業など、自然的特性を最大限に生かした多様な生産活動を行っています。これらの基幹産業の振興はもちろん、漁業経営の安定や営農環境の保全・整備など、地域特性に応じた農業・漁業振興に努めます。

そのため、主要地方道音戸倉橋線を始めとする幹線道路の改良、警固屋音戸バイパスから倉橋町へ南伸する広域連携道路の整備促進、JR呉線の機能強化、さらには、釣土田港、マリノポリス地区の港湾整備など、安全で効率的な交通輸送条件を整備し、生産活動を支える基盤づくりに努めます。

農業については、新市において農業振興地域整備計画などを策定し、新たな施策の展開を図るほか、継続中の尾立地区における中山間地域総合整備事業を始め、ハウス建設など農業基盤整備の促進や小規模農業基盤整備事業、農道の開設、農業集落の生活環境の整備などを行い、農業経営の安定と向上を図ります。また、倉橋町には充実した農業環境があるものの、後継者の確保や新規就農者の育成が大きな課題となっているため、農業後継者を育成する研究・研修機関の充実や体験農業を通じ、グリーンツーリズム機能の拡充を目指します。

水産業については、増殖場の造成として漁礁や自然石の海中への投入設置（築いそ）を推進するほか、海底堆積物除去の実施により漁場機能を回復させ、沿岸漁場生産の増大を図ります。また、本浦地区における水産基盤整備による係留施設の設置など、つくり育てる漁業を推進するほか、倉橋漁港各地区の海岸保全施設や長谷漁港の整備、さらには漁業集落の生活環境の整備などを行い、漁業経営の安定と向上を図ります。また、漁家や民宿等との連携強化や観光漁業を推進することにより、漁業振興を目指します。

その他、林道の開設を推進するほか、中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するために、呉地域産業振興センターなど関係機関と倉橋町商工会等との連携を強化します。

(2) 観光の振興

倉橋町は、瀬戸内海の中央部に位置し、特に桂浜・火山周辺は自然豊かで眺望も素晴らしく、瀬戸内海国立公園に指定されています。新市においても、このエリアを広域観光交流拠点と位置付け、「桂浜ふれあいセンター」、「万葉の里」、「歴史民俗資料館」、「長門の造船歴史館」などの観光資源を生かし、さらなる環境整備を行うことによりにぎわいのある場を創出していきます。また、本浦地区において、地域水産物基盤整備により観光船などの着岸できる浮き桟橋を設置するほか、新たな観光資源として海産物販売所などを整備することにより、「海の駅」の名にふさわしい海洋交流拠点の創出を目指します。

また、「宝島くらはしフェスティバル」や「くらはしふれあいフェスティバル」などのイベントを充実させ、観光案内や特産物の販売など観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努めるほか、観光客と市民との交流の機会を拡大することにより、心温まるきめ細かな受入体制の充実を図ります。

加えて、新市として、地域全体の観光資源を有機的に結び付けることにより、「瀬戸内歴史絵巻観光ネットワーク」を整備し、観光振興に努めます。

(3) 新産業の創出

呉市には、社会情報・看護系の「呉大学」、看護・薬学系の「広島国際大学」、工学技術系の「呉工業高等専門学校」などの高等教育機関、「産業技術総合研究所中国センター」、「県立西部工業技術センター」などの試験研究機関、さらには、「呉地域産業振興センター」を中心に、地域の中小企業の新製品・新事業展開や新規創業などを支援する場としてのインキュベーション施設である「呉サポート・コア」や高速インターネット接続回線を整備した起業化支援の貸しスペースである「呉チャレンジ・コア」が立地しています。

一方、倉橋町は、「農業技術拠点センター」や「農産物加工センター」で農業栽培技術の指導や特産物の加工開発・研究、相談などに取り組んでおり、この機能をさらに充実させることにより、新たな農業技術の開発を図るほか、「広島県水産海洋技術センター（仮称）」の機能拡充による水産技術研究開発の成果を活用します。

このように充実した施設や機能の活用を図るとともに、特に新製品の開発、新規創業などをさらに支援するため「試作開発型事業促進施設（賃貸工場）」の整備を進め、既存産業の振興・支援はもとより、地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術・新商品などの開発促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
農業基盤整備事業	農道環境整備（鹿島大橋下部工）	県
	農道環境整備（鹿島大橋塗装）	市
	中山間地域総合整備（尾立地区）	県
	農地保全整備（排水路，農道等）	県
	経営構造対策（農業用ビニールハウス建設）	市
	農業用かんがい水路整備	市
	小規模農業基盤整備（農道整備）	市
農業振興事業	やすらぎの交流施設整備（農業体験施設等）	市
水産基盤整備事業	漁港漁場機能整備（漁礁設置）	市
	漁業経営構造改善（築いそ設置）	市
林道整備事業	林道開設（寒那・火山線）	県
	林道整備（重生線）	市
桂浜周辺整備事業	松林保全，観光ゾーン等整備	市
火山周辺整備事業	遊歩道整備	市

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 道路・交通体系の整備促進

新市の速やかな一体感の醸成や地域の均衡ある発展を図るためには、総合交通体系の整備が必要です。

呉市から倉橋町へのアクセスは、音戸大橋を経由し、一般国道487号や主要地方道音戸倉橋線の幹線道路がありますが、音戸大橋周辺では朝夕の交通渋滞が激しく、また、倉橋島内の道路も海岸に沿って屈曲し狭あいな箇所も多いため、交通の安全に支障をきたし所要時間もかかっています。

現在、一般国道487号警固屋音戸バイパスの整備を図っていますが、今後は、警固屋音戸バイパスを経由して、音戸町北部から倉橋町方面へ連絡する「一般国道487号南伸道路計画」を推進し、倉橋島を縦断する広域連携道路を形成することにより、新市の一体性の確保と住民の利便性の向上を図ります。

主要地方道音戸倉橋線では、既存集落の安全性の確保や交通の円滑化のため、釣土田地区の「釣土田バイパス」の整備や本浦、井目木、尾立地区などの狭あい区間の改良を行います。また、長谷地区と主要地方道音戸倉橋線を連絡する一般県道中大迫清田線、一般県道宮の口瀬戸線の鹿島地区、一般県道倉橋大向釣土田港線の尾曾郷、西宇土、重極地区などの改良について、計画的に実施します。

さらに、これらの幹線道路と連絡する倉橋町各地区の生活道路網の整備を計画的に実施します。

加えて、「暮らしやすく、活力ある地域づくり」を実現するため、総合的かつ計画的な交通対策を策定した「呉都市圏交通円滑化計画」に基づき、町内の生活バス路線の確保など、各施策の展開に努め、新市としての道路交通体系の強化を図ります。

(2) 情報通信基盤の整備促進

高度情報化社会に対応できるよう、地域公共ネットワークの基盤整備を推進し、インターネット技術を生かした高速地域情報通信網の構築を図るなど、地域住民の利便性向上に配慮した施策の展開を図ります。

特に倉橋町では、民間事業者による高速通信基盤整備が遅れているため、効率かつ効果的な地域情報化を目指します。

また、だれもがインターネットを利用しやすい環境整備にも努め、情報化社会に対応した基盤整備を進めます。

(3) 港湾・交流拠点の整備促進

新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展を図るため、港湾・交流拠点の整備に努める必要があります。

現在、広港区の阿賀マリノポリス地区では、物流機能と海洋レクリエーション機能を調和させた新しい拠点づくりとして、埠頭用地、港湾関連用地、マリーナ用地のほか、市民の憩いの場や防災拠点としての緑地の整備を推進しています。

一方、倉橋町には、倉橋島の中央に位置しポテンシャルの高い港湾施設として釣土田港があり、町の実業の拠点にもなっていますが、今後は流通機能の強化を図るため、係留施設や浮き桟橋の整備を推進します。その他、袋の内港や大迫港についても整備促進を図り、産業・港湾機能の充実を図るとともに、地域住民の交流拠

点の創出に努めます。

また、地域水産物基盤整備により、本浦地区に「海の駅」を活用した海洋交流拠点の創出を行うほか、駐車場の整備など、桂浜周辺地区と併せた瀬戸内海の広域交流拠点づくりを目指します。

さらには、JR呉駅周辺に多様で高次の都市機能、都市施設の集積を図り、新市の拠点性の向上に努める必要があり、陸の玄関口であるJR呉駅及び海の玄関口である宝町地区において、にぎわいのある交流拠点としての施設や「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」の整備を始め、呉駅・呉港周辺地区を結ぶ連絡道の整備などを推進することにより、新市としての拠点性の向上に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
主要地方道整備事業	主要地方道音戸倉橋線道路改良 釣土田バイパス、井目木、尾立～室尾、本浦地区	県
一般県道整備事業	一般県道中大迫清田線道路改良(長谷～先奥地区)	県
	一般県道宮の口瀬戸線道路改良(鹿島地区)	県
港湾整備事業	港湾修築(防波堤、荷揚場設置：宇和木地区)	県
臨港道路整備事業	マリノ大橋(仮称)整備	市

5 効率的・効果的な行財政運営

地方分権の進展、多様化する行政需要に対応し、迅速かつ高度な行政サービスを提供するため、行政情報の電子化を進め、窓口業務等のオンライン化を強化するとともに、効率的・機能的な行政運営を目指し、事務事業の見直しや組織機構の改革を図り、経費の節減・合理化、職員の適正な配置や資質の向上のための研修等の充実に努めます。

また、事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度や実施時期を検討するとともに、事業評価を行うことにより支出の効果が最大となるよう、効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
行政情報化推進事業	高速情報通信網の整備等	市

公共施設の統合整備

公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所機能を担う倉橋町役場については、住民サービスの提供に支障が生じないよう十分に配慮しながら、行政情報の電子化など必要な機能整備を図ります。

財政計画

1 歳入

(単位:百万円)

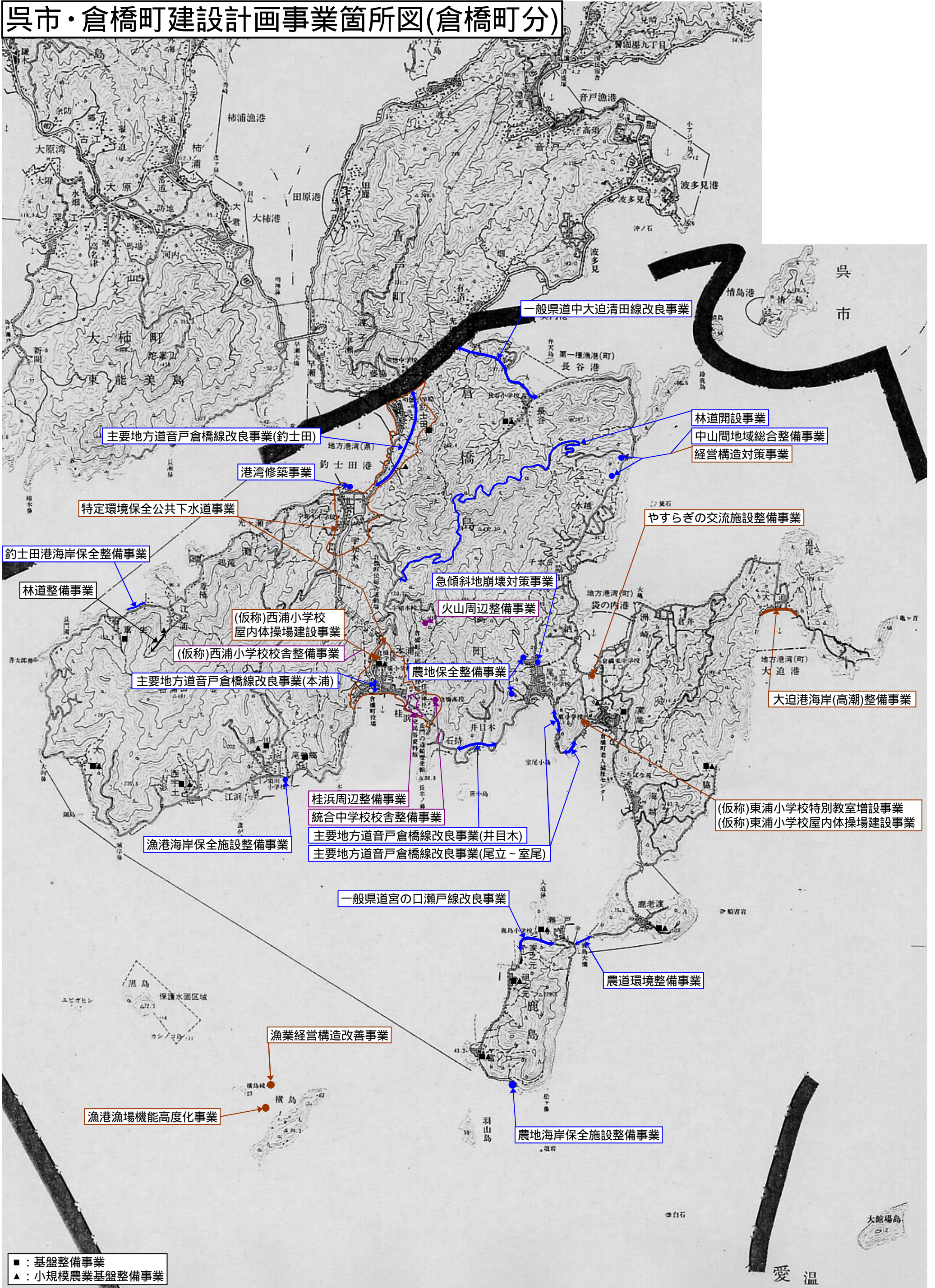
区 分	金 額	備 考
市 税	280,505	市民税,固定資産税,軽自動車税,市たばこ税,入湯税,都市計画税
地 方 交 付 税	162,416	普通交付税,特別交付税
そ の 他 交 付 金	39,310	利子割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金,自動車取得税交付金,地方特例交付金等
国・県支出金	149,213	
市 債	107,247	
繰 入 金	3,587	
そ の 他	172,984	地方譲与税,分担金・負担金,使用料・手数料,財産収入,寄附金,諸収入
合 計	915,262	

2 歳出

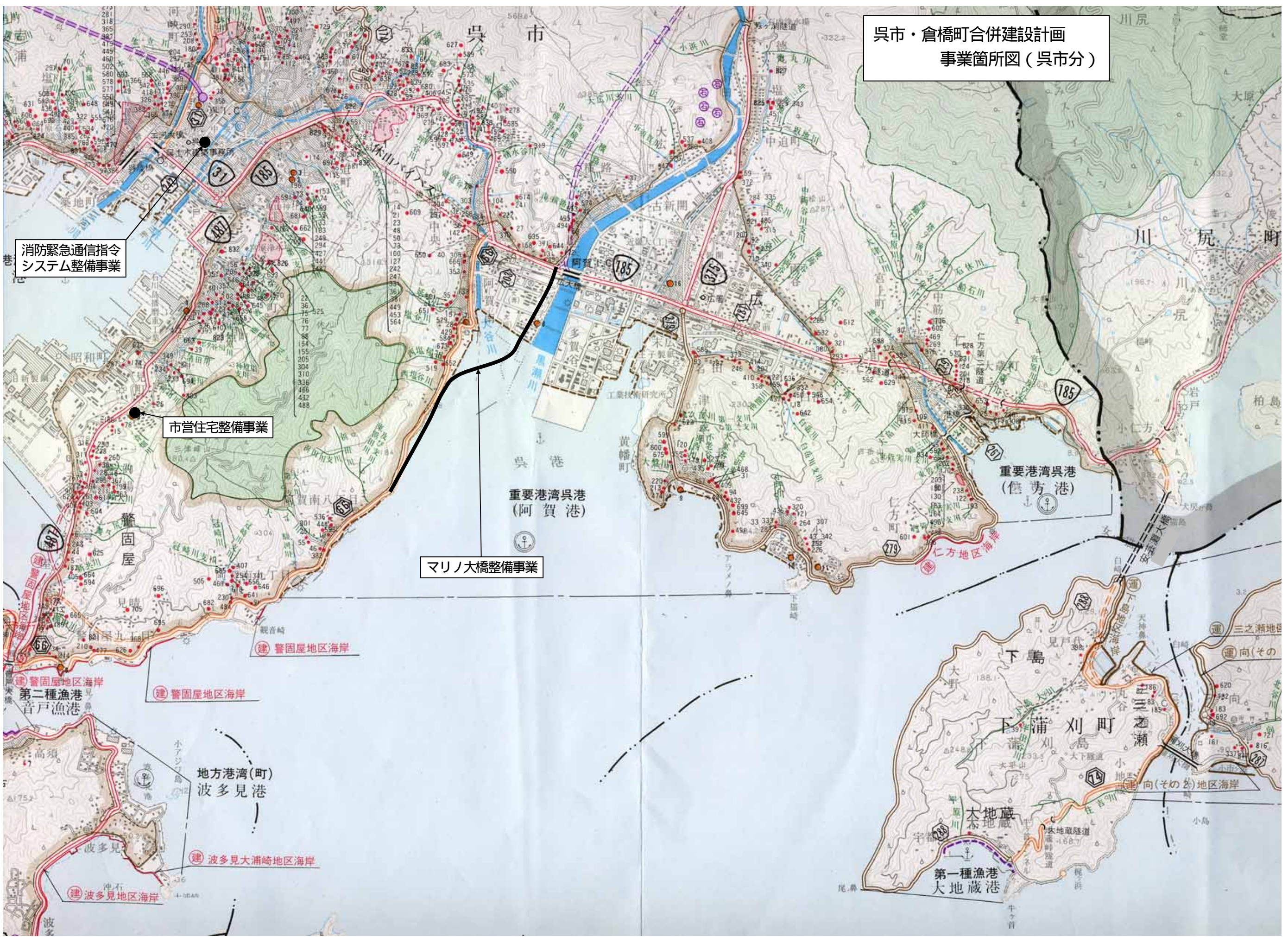
(単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	464,274	
人 件 費	197,938	
扶 助 費	147,578	
公 債 費	118,758	
投 資 的 経 費	148,427	
建 設 事 業 費	148,427	
そ の 他 の 経 費	302,561	
物 件 費	79,580	旅費,需用費,委託料等
維 持 補 修 費	12,523	修繕料,原材料費等
補 助 費 等	56,772	負担金,補助金,報償費等
積 立 金	2,053	
そ の 他	151,633	貸付金,投資及び出資金,繰出金等
合 計	915,262	

呉市・倉橋町建設計画事業箇所図(倉橋町分)



呉市・倉橋町合併建設計画
事業箇所図（呉市分）



呉市・倉橋町財政計画説明資料

平成17年度～平成26年度

平成16年2月18日

呉市と倉橋町が合併した場合の支援措置

(単位:百万円)

支援項目		内 容	1市8町の 支援額総額	呉市・倉橋町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,224人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	376
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,065人)×係数1.25=780百万円	780	98
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	132
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	887
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,224人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,065人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	7,148
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,065人)+(5千円×合併後人口259,224人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	500

呉市・倉橋町財政計画構成表（普通会計）

平成17年度～平成26年度の計画額累計

(単位:百万円)

	合併を前提としない財政計画		合併影響分 C				合計 A+B+C	調整	財政計画	
	呉市 A	倉橋町 B	(a)+(b)+(c)-(d)	行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)				重複分 (d)
歳入	地方税	273,730	6,750	25	25			280,505		280,505
	地方譲与税	10,220	350					10,570		10,570
	普通交付税	129,023	13,580	2,236			2,236	144,839		144,839
	特別交付税	16,279	1,200	98			98	17,577		17,577
	その他交付金	38,150	1,160					39,310		39,310
	分担金・負担金	16,814	314	13	190	178		17,115	1	17,115
	使用料・手数料	28,848	734	117	117			29,699		29,699
	国庫支出金	113,540	1,390	1,587	868	1,177	132	116,517	590	116,517
	県支出金	30,250	2,148	298	20	318	281	32,696	281	32,696
	財産収入	13,824	10	40	40			13,874		13,874
	寄附金	0	10					10		10
	繰入金	3,509	1,233					4,742	1,155	3,587
	繰越金	0	0					0		0
	諸収入	101,253	720	257	257			101,716		101,716
地方債	99,972	4,056	3,219		5,888		107,247	2,669	107,247	
合計	875,412	33,655	7,350	583	7,561	2,747	916,417	3,541	915,262	
歳出	人件費	191,988	8,206	2,256	2,256			197,938		197,938
	扶助費	143,803	2,367	1,408	1,408			147,578		147,578
	公債費	112,696	4,246	1,816			2,749	118,758	933	118,758
	物件費	75,386	4,432	238	238			79,580		79,580
	維持補修費	12,158	365					12,523		12,523
	補助費等	50,445	5,228	1,099	940	159		56,772		56,772
	貸付金	87,630	120					87,750		87,750
	投資及び出資金	9,034	10					9,044		9,044
	積立金	1,041	0	500		500 ()		1,541	512	2,053
	繰出金	50,650	4,189					54,839		54,839
	建設事業費	140,581	4,492	3,354		7,445 ()		148,427	4,091	148,427
合計	875,412	33,655	5,683	146	8,104	2,749	914,750	5,024	915,262	
歳入 - 歳出	0	0	1,667	729	543	2	1,667	1,483	1,667	0

重複分(d) = A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容		支援措置額(百万円)	
国	普通交付税措置	地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項, 合併算定替)		A, Bの交付税額に含んでいる
		新しい市で算定した交付税額と, 旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は, 後者の額を普通交付税額とする。		
	特別交付税措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条第1項, 合併補正)		376
		市町村合併に対する新たな特別交付税		98
		合併特例債措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置	事業費() 7,445
合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置	積立額() 500		合併特例債 475 元利償還金 292	交付税措置 204
国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)		132	
県	合併推進交付金	合併時に実施する事業に要する経費に対するもの		281

呉市・倉橋町 年度別財政計画（普通会計）

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
地方税	28,048	28,048	28,048	28,048	28,048	28,053	28,053	28,053	28,053	28,053	280,505
地方譲与税	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	1,057	10,570
普通交付税	13,971	14,020	14,118	14,189	14,404	14,623	14,783	14,869	14,922	14,940	144,839
特別交付税	1,839	1,790	1,761	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	17,577
その他交付金	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	3,931	39,310
分担金・負担金	1,600	1,695	1,715	1,650	1,676	1,702	1,728	1,755	1,783	1,811	17,115
使用料・手数料	2,866	2,931	2,945	2,956	2,968	2,982	2,994	3,007	3,019	3,031	29,699
国庫支出金	11,120	11,192	11,336	11,315	11,481	11,766	12,056	12,073	12,057	12,121	116,517
県支出金	3,236	3,282	3,289	3,323	3,274	3,226	3,318	3,263	3,242	3,243	32,696
財産収入	1,402	1,395	1,389	1,384	1,384	1,384	1,384	1,384	1,384	1,384	13,874
寄附金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
繰入金	322	351	1,160		39	383	407	436	297	192	3,587
繰越金											
諸収入	10,171	10,186	10,182	10,179	10,176	10,173	10,169	10,164	10,160	10,156	101,716
地方債	12,534	13,143	11,178	10,322	10,482	9,961	10,084	9,876	9,888	9,779	107,247
歳入合計	92,098	93,022	92,110	90,096	90,662	90,983	91,706	91,610	91,535	91,440	915,262

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
人件費	19,214	19,774	20,586	19,676	19,761	20,058	19,984	19,839	19,636	19,410	197,938
扶助費	13,780	13,779	14,039	14,304	14,573	14,849	15,130	15,415	15,706	16,003	147,578
公債費	10,767	11,141	11,124	11,248	11,683	11,999	12,373	12,644	12,813	12,966	118,758
義務的経費	43,761	44,694	45,749	45,228	46,017	46,906	47,487	47,898	48,155	48,379	464,274
物件費	8,093	8,052	7,939	7,933	7,927	8,016	7,914	7,908	7,902	7,896	79,580
維持補修費	1,283	1,254	1,254	1,250	1,251	1,248	1,247	1,261	1,236	1,239	12,523
補助費等	6,048	5,865	5,758	5,699	5,675	5,658	5,610	5,544	5,487	5,428	56,772
貸付金	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775	87,750
投資・出資金	924	887	913	921	921	913	904	895	887	879	9,044
積立金	804	28	514	358	125	28	68	107	15	6	2,053
繰出金	5,454	5,439	5,447	5,465	5,488	5,494	5,503	5,502	5,518	5,529	54,839
その他の経費	31,381	30,300	30,600	30,401	30,162	30,132	30,021	29,992	29,820	29,752	302,561
普通建設	16,906	17,978	15,711	14,417	14,433	13,895	14,148	13,670	13,510	13,259	147,927
災害復旧	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500
投資的経費	16,956	18,028	15,761	14,467	14,483	13,945	14,198	13,720	13,560	13,309	148,427
歳出合計	92,098	93,022	92,110	90,096	90,662	90,983	91,706	91,610	91,535	91,440	915,262

第 7 回

呉市・倉橋町合併協議会

協議事項

行政制度等に関する協議

[継続協議項目]

協議第33号 独自事業の取扱い

- | | | | |
|---------------------------|-----|---|---|
| (1) 生活バスの運行 | ・・・ | P | 1 |
| (2) (財)倉橋まちづくり公社に対する事業委託等 | ・・・ | P | 2 |
| (3) 財産区の設置 | ・・・ | P | 4 |

[継続協議項目]

協議第33号 独自事業の取扱い

(1) 生活バスの運行

内	容
	町営バス等の取扱いについて協議する。
	調整方針案
	現行路線の維持継続を基本方針とする。 ただし、呉地域全体の生活バス路線の再編については、引き続き、検討していくものとする。
	現状及び参考資料
	<p>倉橋町においては、バス5台を所有し、次の3路線について町営バスを運行している。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本浦・大向線（直営） 運行経費：29,506千円（平成14年度決算） 運行回数：1日8便 運休日：日曜日，祝日，年末年始2 室尾・大迫・鹿島線（タクシー会社への委託） 運行経費：11,689千円（平成14年度決算） 運行回数 室尾～宮ノ口：1日4便（土曜日3便） 室尾～大迫：1日4便（土曜日3便） 運休日：日曜日，祝日，年末年始3 藤脇・長谷線（タクシー会社への委託） 運行経費：1,099千円（平成14年度決算） 運行回数：月・水・金曜日2便，火・木曜日1便 運休日：土・日曜日，祝日，年末年始 <p>運賃等：150円～560円（福祉運賃：普通運賃の半額）</p> <p style="text-align: right;">平成14年度料金収入：10,032千円</p> <p>1及び2は、第3種生活交道路線維持費補助金の対象となっている。</p> <p style="text-align: right;">平成14年度交付額：7,225千円</p> <p>また、呉市営バスが運行しており、室尾・鹿老渡線の増回運行及び重生線の運行に伴う赤字負担金として、呉市交通局に対し2,898千円を支出している。</p>

協議第33号 独自事業の取扱い

(2) (財)倉橋まちづくり公社に対する事業委託等

内	容
	「桂浜ふれあいセンター」、「万葉の里」、「長門の造船歴史館」、「歴史民俗資料館」、「町民総合体育館」、「くらはし温水プール」等の管理運営委託業務の取扱いについて協議する。
	調整方針案
	現在、(財)倉橋まちづくり公社に対し、管理運営業務を委託している施設については、事業内容を精査した上で、合併後も引き続き、(財)倉橋まちづくり公社に委託する方向で調整していくものとする。
	現状及び参考資料
	「倉橋まちづくり公社」 万葉集と遣唐使船を中心とした歴史・文化の調査研究や、地域資源を活かした健康増進事業や地域産業振興事業を通して、個性あるまちづくりを推進するため、平成11年3月31日に設立。 主な事業としては、イベント（宝島くらはし等）の実施、特産品開発支援、健康づくり事業（入浴サービス等）及び桂浜ふれあいセンター・万葉の里・くらはし温水プール等の維持管理を行っている。 H14決算 収入：319,810千円（町負担金17,150千円，町交付金12,000千円，町委託料6,563千円） 支出：315,121千円 H15予算 収入：420,232千円（町負担金27,776千円，町交付金15,000千円，町委託料51,896千円） 支出：419,747千円 H15.3月末の財産状況 資産：138,415,378円 負債：48,477,492円 組織体制 役員：7人（無給，理事長：町長，副理事長：商工会副会長） 評議委員数：14人（無給） 職員数：正職員15人，パート48人，アルバイト(繁忙期対応)10人 管理運営業務を委託している施設 「桂浜ふれあいセンター」，「万葉の里」 「長門の造船歴史館」，「歴史民俗資料館」（平成14年度から） 「町民総合体育館」，「くらはし温水プール」（平成15年度から）

業務委託に係る倉橋町の収支

H14決算

桂浜ふれあいセンター

歳入：23,898千円

桂浜ふれあいセンター温泉館利用料4,800千円，入湯税18,246千円

農産物加工センター使用料 852千円

歳出：32,384千円

ランニングコスト負担金 10,750千円 } 温泉館以外の健康館，生涯学習館及び図書館の光熱
メンテナンスコスト負担金6,400千円 } 水費等，維持管理経費を面積按分し負担している。

入浴施設整備費交付金 12,000千円(桂浜温泉館の施設整備に係る交付金)

高齢者健康増進事業委託料3,234千円

万葉の里

歳入：2,400千円(万葉の里利用料)

歳出：450千円(万葉の里公衆トイレ清掃委託料)

長門の造船歴史館・歴史民俗資料館

歳入：1,438千円(入館料)

歳出：2,700千円(長門の造船歴史館・歴史民俗資料館運営委託料)

H15予算

桂浜ふれあいセンター

歳入：21,337千円

桂浜ふれあいセンター温泉館利用料4,800千円，入湯税15,275千円

農産物加工センター使用料 1,262千円

歳出：36,772千円

ランニングコスト負担金 6,500千円，メンテナンスコスト負担金11,276千円

入浴施設整備費交付金 15,000千円，高齢者健康増進事業委託料 3,996千円

万葉の里

歳入：2,400千円(万葉の里利用料)

歳出：450千円(万葉の里公衆トイレ清掃委託料)

長門の造船歴史館・歴史民俗資料館

歳入：1,000千円(入館料)

歳出：2,700千円(長門の造船歴史館・歴史民俗資料館運営委託料)

町民総合体育館(町民テニスコート及び町民運動場の使用申請受付事務を含む。)

歳入：644千円(体育館使用料)

体育館使用料352千円，テニスコート使用料93千円，町民運動場使用料199千円

歳出：8,000千円(体育館管理委託料)

くらはし温水プール

歳出：47,200千円

プール運営費維持管理委託料 13,000千円，総合運営指導委託料24,200千円

プールランニングコスト負担金10,000千円

協議第33号 独自事業の取扱い

(3) 財産区の設置

内	容																																								
	倉橋町にある財産区の取扱いについて協議する。																																								
調整方針案																																									
	財産区の財産は財産区財産として、呉市に引き継ぐものとする。																																								
現状及び参考資料																																									
<p>平成16年1月1日現在、倉橋町には町村制施行（S22の地方自治法施行前）に伴い設置された財産区が17区あり、各財産区には管理会（委員7人以内、任期4年）が置かれ、財産の管理を行っている。</p> <p>財産区</p> <p>市町村の区域の一部で財産等を有しているもので、その財産の管理・処分について特別地方公共団体として法人格を与えられているものをいう。</p> <p>財産区は財産がすべて処分されると当然に消滅する。</p>																																									
財産状況(H16.1.1現在)																																									
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th style="text-align: center;">土地(m²)</th><th></th><th style="text-align: center;">土地(m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>本浦共有地</td><td style="text-align: center;">728</td><td>宇和木浦共有地</td><td style="text-align: center;">291,585</td></tr><tr><td>オノ木浦外一ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">34,842</td><td>釣土田浦外一ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">79,007</td></tr><tr><td>小林浦外二ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">983,191</td><td>尾立浦共有地</td><td style="text-align: center;">11,274</td></tr><tr><td>石原浦外二ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">628,402</td><td>室尾浦共有地</td><td style="text-align: center;">23,358</td></tr><tr><td>石原浦外五ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">2,813,807</td><td>海越浦共有地</td><td style="text-align: center;">3,164</td></tr><tr><td>石原浦外八ヶ浦共有地</td><td style="text-align: center;">877,263</td><td>鹿老渡浦共有地</td><td style="text-align: center;">2,673</td></tr><tr><td>須川浦共有地</td><td style="text-align: center;">18,829</td><td>鹿島共有地</td><td style="text-align: center;">4,651</td></tr><tr><td>西宇土迫共有地</td><td style="text-align: center;">3,928</td><td>大迫浦共有地</td><td style="text-align: center;">2,928</td></tr><tr><td>重生浦共有地</td><td style="text-align: center;">631,803</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		土地(m ²)		土地(m ²)	本浦共有地	728	宇和木浦共有地	291,585	オノ木浦外一ヶ浦共有地	34,842	釣土田浦外一ヶ浦共有地	79,007	小林浦外二ヶ浦共有地	983,191	尾立浦共有地	11,274	石原浦外二ヶ浦共有地	628,402	室尾浦共有地	23,358	石原浦外五ヶ浦共有地	2,813,807	海越浦共有地	3,164	石原浦外八ヶ浦共有地	877,263	鹿老渡浦共有地	2,673	須川浦共有地	18,829	鹿島共有地	4,651	西宇土迫共有地	3,928	大迫浦共有地	2,928	重生浦共有地	631,803		
	土地(m ²)		土地(m ²)																																						
本浦共有地	728	宇和木浦共有地	291,585																																						
オノ木浦外一ヶ浦共有地	34,842	釣土田浦外一ヶ浦共有地	79,007																																						
小林浦外二ヶ浦共有地	983,191	尾立浦共有地	11,274																																						
石原浦外二ヶ浦共有地	628,402	室尾浦共有地	23,358																																						
石原浦外五ヶ浦共有地	2,813,807	海越浦共有地	3,164																																						
石原浦外八ヶ浦共有地	877,263	鹿老渡浦共有地	2,673																																						
須川浦共有地	18,829	鹿島共有地	4,651																																						
西宇土迫共有地	3,928	大迫浦共有地	2,928																																						
重生浦共有地	631,803																																								
<p>上記17の財産区の内、石原浦外五ヶ浦共有地と石原浦外八ヶ浦共有地の2財産区を除き、合併時まで にすべての財産を処分（自治会へ無償譲渡）する予定。</p>																																									